

地方行政委員会議録 第十二号

昭和二十八年七月九日(木曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事富田 健治君

理事滝尾 弘吉君 理事床次 徳二君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

佐藤 親弘君 山本 友一君

吉田 重延君 橋本 清吉君

北山 愛郎君 滝井 義高君

伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

総理府事務官(自治庁) 武岡 憲一君

財政部事務官(自治庁) 後藤 博君

運輸事務官(運輸省) 西村 英一君

運輸事務官(運輸省) 中村 豊君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月八日

クリーニング業に対する地方税軽減

に関する請願(佐藤親弘君紹介)(第

二九八七号)

同(花村四郎君紹介)(第二九八八号)

同(中澤茂一君紹介)(第二九八八号)

営業用トラックに対する自動車税軽

減の請願(相川勝六君紹介)(第二九

九〇号)

地方税法の一部改正に関する請願外

一件(相川勝六君紹介)(第二九九一

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二九号)

○中井委員長 これより会議を開きま

す。

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案を議題として、前会に引続

いて質疑を続行いたします。質疑の通

告がありますから、これを許します。

門司君。

○門司委員 私はこの機会に地方の財

政、それから今議題になつております

平衡交付金その他に、きわめて大きな

関係を持つております都市の公共事

業、いわゆる公営企業との関連を、一

応運輸当局に聞いておきたいと思ひ、

であります。これを聞きまます内容は、

すでに運輸省でも御承知のように、最

近公営企業法が出て参りまして、従来

都市が行つておりました運輸交通事業

が、独立採算制に切りかえられて参り

ました。従つて都市財政の上には、これ

らの業態が赤字になつて参ります場合

には、やはり一般予算からある程度の

補助をし、さらにこの問題が、これら

に勤めております従業員その他にも、

たとえば賃金の問題に関連したり、あ

るいは給与の改訂等の場合には、非常

に大きな問題になつて参つておりまし

て、いわゆる国鉄、専売等が中央で問

題になると同じように、予算上あるい

は資金上の問題で、当然給与を増額す

べき状態にあるにもかかわらず、予算

がないということと結局これが行つて

おられない。従つてそのはけ口はやは

り料金の値上げになつて参りまして、

地方の住民がそれをよけいに負担をす

る、こういう形になつておるのであり

ます。従つて最近都市ではこれら電車

賃あるいはバスの料金の値上げが行わ

れておるのであります。これの一つの

大きな原因としてでき上つております

ものが、地方の私の企業との競合する

いは競争であります。すでに東京や横

浜あるいは大阪においても、御存じの

ように公営の企業から来ておりますこ

れらの運輸事業というものは、実は採

算を最初は大外視しておりました。そ

うして採算路線も不採算路線もほとん

ど考えないで、市民の便益のためにひ

たすらこれらの事業計画が行われ、実

際の運用がされておる。その結果が先

ほど申し上げましたように、往々にし

て採算上の全体的ものの考え方から

すれば、非常に不如意なものが出て来

ておる。これらのものがやはり電車賃

の値上げとなり、あるいは争議の一つ

の原因ともなつておる。ところが最近

の状態を見てみますと、私の企業に基

くこれらの営業者が、かなりたくさん

市中の営業の許可を申請しておること

は、当局が御存じの通りだと思ひます。

これが都市の交通行政の上に、きわめ

て大きな支障を来しておるということ

も、先ほど申し上げましたものが一つ

の理由であり、さらに具体的に実情を

申し上げてみますと、たとえば横浜の

例をとつてみますと、一つの起点か

ら一つの場所に行くまでの間に、横浜

市営があり、あるいはそれに中央バス

が許可権を持つておる。あるいは東急

が許可権を持つておるということにな

りますと、一つの路線に対して三つの

異なつた営業のバスが運転されてお

る。しかもそれはいずれも一日のうち

に三回が五回ずつであつて、これはど

れも採算がとれない形になつておる。

ある場所に行けば朝と晩とのラッシ

ユ・アワーだけ一回か二回くらい運転

されておる。単にその路線の権利を

保持するということだけにとどまつてお

つて、決して住民の交通も考えられてお

らなければ、何もされておらない。単

なる利権を確保しておるというふうな

状態に置かれておる。こういう状態で

ありますと、都市行政の上からみまし

ても、きわめて不合理であり、さらに

運輸行政あるいは住民の利便の上から

みましても、もちろん財政的にみまし

ても、きわめて不合理なものがたくさ

ん出て来るのであります。従つて運輸

当局といつたしましては、これらの統制

といひますか、統制というのと、少し言

葉が強くなるかもしれませんが、都市

における運輸行政に対して、一体どう

いうふうにお考えになつておるか、こ

の機会にその所信を承つておきたいと

思ひます。

○西村(英)政府委員 お尋ねの件は、

都市内における各交通機関があるが、

その調節がうまく行つていないのが、

ないか、ことに公営企業が独立採算性

になつたために、そのために赤字が出

るというようなこともあるので、この

調節はどうするかというふうなお尋

ねであつたと思ひますが、都市内の交

通調整につきましましては、これは公営に

しましても私営にしましても、おのお

のやはり経済的な発達があるわけであ

りまして、はなはだしく不合理に競争

が行われており、そのために公営企業

が赤字を出すのだというふうなものに

つきましては、これはまた別な観点か

ら調節しなければならぬと思ひます

が、各公営にしましても、私営にしま

しても、その分野に応じておの／＼や

はり持前を守つてもらふように調節を

して行きたい、かように考えておる次

第であります。

○門司委員 今当局の答弁がありまし

たが、そういたしますと当局は、道路

運送法の百二十三条の立法の趣旨を十

分に尊重されるということになるので

ございますか。

○西村(英)政府委員 道路運送法の中

で市長の意見を聞くという条項であつ

たと思ひますが、現在百二十三条の

適用は、六大都市とその他広島と仙台

の二都市に、許しておるだけでありま

して、これは特別にその区域で交通上

都市内交通が非常に混雑をしておる、

従つて市長の意見を聞いて、その上で

許そうということでありまして、その他の都市につきましても、一々市側の意見を聞くということにはなつておらないわけでありまして。

○門司委員 法文はその通りであります。また今のお話のようですが、現在限られておりますのは七大都市でございますが、東京を含むと八つになります。これらの問題については当然そうあるべきだと思ひますが、一つの一貫したこの法律をこしらへました趣旨というものをいふことは、やはり十分に考慮していただきたいと考へるのです。同時に具体的に申し上げて参りますならば、すでに東京都においては御存じのように官庁の循環用のバス等が民営になつてゐるかもしれない、当局の御答弁の中にもありましたように、これらのバスの今までのいきさつというものを考へて参ります。と、あのバスのでまじした最初のいきさつというものは、民営に移して行くというふうな考へ方のもとにやられたものではなかつたと私は思ひます。いろいろあれでは問題を起して、おきす。さらに名古屋においても御存じのよう、二つあるいは三つの民営会社です。すでに申請して来ておる、あるいは神戸を初め各都市においては、最近バス事業が非常に盛んになつて参りますと同時に、それらの問題をたくさんかもしおるものでございます。そしてこれらの問題の解決のためには、やはり各都市は相当苦慮しております。従つて運輸当局は今道路運送法の百二十三条の規定を十分に尊重せられて、そして都市の交通行政に万漏のないように、また公営企業が成り立たないようなことのないように、むだな競争の

ないようになつていただきたい、われわれはこう考へて、実は質問を申し上げたわけでありまして。従つて今お話のように法のできておるのと、適用を受けております範囲は、われわれも存じておりますが、今申し上げましたような実情にありまうと、それらの問題が尊重されるかどうかということでありまして。ただ意見を聞くというだけでありまして、ここに阻止権も何もないのであります。従つて許可権は運輸省が持つておりますので、運輸省がこれを許可しようとすれば許可ができるのであります。都市住民の利便のために、ほんとうにそういうものが必要であるとするならば、これはまた格別でありますけれども、都市住民の利便と同時に、都市財政の考へ方から参りますと、この条文のでまじした趣旨は、住民の便益と都市財政の問題と交通統制の三つの問題を加味した、きわめて重要な一つの条文だと私は心得ておる、従つてこの条文には今の次官のお話のように、ただ聞くようになつておるからというだけでは私どもは困るのであります。私どもが先ほど申し上げましたように、この条文を尊重されるかどうかというところは、十分それらの意見が反映した、いわゆる行政をつかさどつております市長あるいは都知事の意見が反映した行政を行うように、運輸省は努められておるかどうかということになります。

○西村(英)政府委員 お話にありましたように東京都内における交通で、観光バス等につきましてはいろいろむずかしい問題があります。その他都内の交通につきましても、かなりむずかしい問題がありますが、これらもある一定の原則をきめていろいろするということなことはできないので、やはり個々の場合に應じて考へなければならぬのであります。この法律に示されておるよう、その公共団体の長の意見を十分尊重してやるつもりでございます。また従来もそうでありましたが、今後とも都内の交通につきましても、なか／＼調節のむずかしいところもあつたが、とにかく公共団体の長の意見は十分尊重してやるつもりでございます。

○門司委員 この問題はその程度にしておきまして、もの一つお聞きしておきたいことは、これは先ほど申しました単なる路線の確保の確保だけが行われておつて、そこは先ほど申しましたように都市といたしましては、住民の要望にこたえて、バスを通さないわけに行かない。しかしそれはきわめて不採算的の路線であることは間違いない。そうなつて参りますと、先ほど申し上げましたように自己の権利を持つております私営の会社は、権利だけを確保するために一ぺんか二へんしか通さないで、その権利だけは確保しては、やはりこの公営企業の都市の車がいやがうでも走らぬわけには参りません。従つてこういう不合理のものができ上つておるものであります。それらの整理統合について、もし当局にお考へがありましたならば、この機会に伺つておきたい。

○西村(英)政府委員 権利だけを確保するということとはあり得ないのであります。権利のあるところ必ずこれは義務があるのであります。ことに自動車運送は非常に公共性の高いもので

ございしますから、ただもうかる路線だけやつて、ほかのところは市民の利益を顧みないというふうなことは、これはもし公共の利益のためであれば、その系統が必要であるというふうな場合には、現在でもこれは運輸大臣がその事業に新たにそこに路線を設定する、というようなことを命ずることができ、それだけの義務を負わせることができる、かように考へております。またそうしなければならぬと私は思ふのであります。

○門司委員 今の答弁でも、答弁だけではそれでもつこうであります。私の考へ方とちよつと食い違つたのがあります。これは新しい路線をというところではありませぬので、私の申し上げましたのは、いろいろ新しい路線などについて、もう／＼な問題が出て来つておつて、ある一定期間運行しないことと結局権利はなくなるというふうにならざるを得ない。従つて権利確保のために一日に一ぺんか二へんしか出しては、それがやはりひとつの権利になつて依然として残されてゐる。公営企業は一日に一ぺんか二へん出すわけに行かないので、やはり不採算な路線でもある一定の時間を置いて出さないわけに行かない。それがだん／＼しまいには、どういう形になつて来るかと申しますと、都市の発展に従つて大きな将来を見越した権利になつて来るというところは当然でありまして、そういうことで無益な競争が行われてゐるわけ。私どもから考へてみますと、今無益な競争はできるだけ避け、公共性を持つてゐるものである以上は、やはり公共団体がそういうもの

は不採算的な路線ではあつても、それにならざるべきであつて、どうももうからない、といつて権利を取上げられるというのには困るからと、朝晩一度か二度くらいしか動かさない、それで済ませているのであります。しかし、実質上の義務を負わず、形式上の義務だけを遂行しておれば、いつまでも権利が逃げずにおつて、それで市との間にやがて大きな競争をつくる原因を起している。こういうものについても整理をされる御意思があるかどうか。

○西村(英)政府委員 利用者の不便があるという場合におきましては、たとえばそれは運行回数が少かつたら運行回数をふやすとか、あるいはサービスが悪かつたらサービスの改善というふうな業務命令は、当然出せるのであります。またそうしなければならぬと思つております。ただいたづらに権利をとつたら権利の上に眠るというふうなことがあつてはならない、さうに考へてゐるのでございしますが、もしそういうふうなことが現実であれば、それはその個々の問題につきましても十分注意をいたしたいと、かように考へております。

○佐藤(親)委員 門司さんの質問と関連するのであります。先に具体的例を申します。国鉄のバスが通つてゐるところで、いさ／＼延長すれば住民の利益になるから、そこを延長して、それと競争が、しきりにあるのではありません。しかるにそれを許さぬ、今度は他の民間事業者の方で、ただちに競争出願して来るから、それで困るのだというので、国鉄がバスの延長をしない。沿線の関係町村長は、バスを通さ

○床次委員　長くなつて恐縮ですが、今の自治庁の事務的な範囲において、赤字の状態が大体わかるのじやないかというお話であります。が、地方財政の赤字の判断、いかなる額になるかということについては、これは自治庁だけで、はたしていいかということについて相当疑問を持つております。第三者と申しますか、いわゆる財政方面の経験者を入れて、なお当事者側の立場も考慮して、両方公平なる立場から、これをきめて行くことがよいのではないかと思います。もしも自治庁の経費が足りなければ、この点は多少経費を増額してでも、実際に合うところの調査ができるように、ひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○塚田國務大臣　なるべく、御希望に沿うように、もちろん自治庁が調査をいたすといはしめて、最終的には自治庁の一存だけでできる意思は毛頭ございせんので、下調べの調査は何ですが、いざ最終決定になりまして、あるいはもう少し何か適當の機関に諮るということも考えるべきであらうかと考えておりますから、御希望に應ずるように努力いたしたいと思ひます。

新聞、速記録その儘でいろいろ私たちは拝見いたしております。その御説明が必ずしも同一の御説明ではないように思うのでございますが、地方財政の赤字が幾らあつて、この地方財政の不健全といふか不均衡といふか、そういう問題がどのくらいの大きさの政治問題であるか、どのくらいの大きさの国政問題であるかということにつきまして、衆議院の地方行政委員会の大きな利害關係を持つておる直接関心事であります。この決定というものは、私の考えでは政府が認定をするという性質のものであらうと私は考える。それなくしては国政の上で地方自治を育成して行こうというような自治庁の基本方針は立たない。ただいま二百億程

は、こういう理由によつてこうだということを発表していただきたい。それでなかつたら、いつまでたつても地方財政の赤字の問題、地方行政委員会で決議しました決議第一項の問題は解決しない。これは私は見ようによつては政府の責任だと思う。

それからこれは参考のためにお聞きしておきたいのですが、二十七年度決算において、これは集計の途中だと申しておられますので、この集

度財政から繰上げ充用しておるものについては、これは大体において私は赤字と認めていいと思うのであります。が、それ以外に事業の繰延べとか、歳入の過大見積りとか、その他諸種の赤字を推計する技術的方法もあると思います。その技術的方法は大体どういふふうにやつておられるかといふことの概略を、われ／＼にわかりやすいように話しておいていただきたいのであります。これは非常に差迫つた問題であると思いますので、正式に文書をもつて、地方行政委員会に提出をしていただきますのであります。

なお政府の予算編成財源と、地方財政の赤字に対しての国家的な御配慮と

だということが、もしございましたら、他の国の支出に対しても、同等の意味におきまして、同等の理由で、同等に不可能だと思つております。しからば、政府は財政的に今年度中に補正予算を組むだけの財政上の余裕が絶対ないのか、この問題は重要な問題でございますので、その点もあわせて御質問

方府県。ことに窮乏の町村におきましては、国政行政事務あるいは固有事務が、非常に錯綜複雑いたしましたので、大きな重圧になっておつて、市町村吏員の、一面におきましては給与の不払いあるいは負担過重による吏員の健康上の負担、相当程度結核の罹病率等は高いと思ふ。これらの深刻な状況にかんがみまして、他の国費の支出では、ある場合には補正をするというような余裕があるとするならば、どうして地方財政の救済のためにそういう支出ができないか、これはどうしても私は納得が行かない事項でございます。日本の国は、たび／＼申し上げますように、国庫財政におきましては、均衡財政の主義をこの数年堅持し、それ以前からで

界的に見ましても財政の状況の悪い、おそらく地方財政全般から見て、世界的に思ふ。均衡財政ということからいへば、世界一の、どの国にも負けない均衡財政だろつと思ふ。しかもにかかわらず、わが国のいわゆる市町村財政、府県財政は相当の數にわたつてきめて不健全で、不均衡なものであると私は考えるのであります。おそらく地方財政全般から見て、世界的に見ましても財政の状況の悪い、

事の分量といへば、新して憲法、新しい地方自治法、またシャウプ勅告その他の線に沿つて、次第に行政事務は下の方におろしてゐる。毎年度の国会におきまして新しい法律ができて、地方の行政事務の負担が多くなりつつあることは御承知の通りであります。かりに五〇％の行政事務が地方であつて、五〇％の行政事務が国で、私は府県の行政事務は五〇％以上あるだろうと思ふのでありますが、それだけの事務費があるわけでありませう。しかるに、国税、地方税を通じてつた税の中の四分の一しか、地方の財源になつていない。そうして足りない二五％以上の財源不足に対しては、平衡交付金、国庫

収入の不足を通じて、国からこずきま
わされておる形であります。この状態
を改善することが、国政上非常に重大
な意義があることだと私は考えておる
のであります。これからの緊急な問題に
対しまして、政府におかれましては、制
度改革があつてから、それを見てどう
するということを、口ぐせのようにお
つしやいますけれども、こうした税財
政の大改革というものは、従来のわが
国のそういう大改革の経験からしま

第一類第三号 地方行政委員会議録第十二号 昭和二十八年七月九日

そうしたことから、この際政府としては刻下の地方財政の窮乏を処理するために、できるだけすみやかなる時期におきまして措置をせよやつていただきた。この点につきましては、現在地方団体の中では、短期資金につきまして相当高利の利子をもつて短期債を借入してありまして、そのために差戻の苦しみをしてる地方団体が非常にたくさんある。そういう団体におきましては、あるいは積雪何メートルの地域等におきましては、これは児童の生命の危険な、建築基準法によつて使用禁止、使用制限になつておる校舎にまで、児童を入れた置いて、そうしてそういう危険を毎日心配しながら、なお財源がなく、この改革もできないでおる。その他大きながまん、小さながまん、あらん限りのがまんをして苦しんでおる実情である。どうして一年間あるいは半年間、そういう窮乏や、そういう不如意や、そういう地方団体の当然なすべきことを手控えて、そうして苦勞しなければならぬのか、そういう点がどうしても私には納得が行かない。これは非常に長く申し上げ過ぎたようにも思いますけれども、最後まで、私はそういう地方財政の救済を、一刻も早く政府が処置してくださることを、強くお願い申し上げる。その点についての大任の御所見を承りたいのであります。

○塚田國務大臣 二十七年年度の赤字が、どういふようになつておるかということは、概数だけ申し上げて詳細申し上げられませんが、地方からの報告、ことに市町村からの報告が、まだ整つておりませんために、そういうことになつており、まことに申訳なく存

じております。ただいま加藤委員からの御希望もありましたので、とりあえず現在集まつてゐる程度のもを早速に集計をいたしまして、お手元に差出されるだけのものはぜひ差上げて、御検討願ひたいと考えております。

どんなふうな赤字を推計してあるのかというところでございますが、これは繰上げ流用になつておるものは、決算の上にはつきり繰上げ流用と出ておりますのでわかるのであります。しかし繰上げ流用になつておる数字だけを私どもは必ずしも赤字と考えておるわけではなないのであります。毎年實際に形式的に繰上げ充用という形で出て来ておる赤字と、その上にさらに實質の赤字といふものがある。たとえば当然しなればならぬ、絶対的に必要なものを延ばしておるという事情があれば、そういうものも含めて實質赤字といふものをいふも検討しておる。そういうようにしてまた二十七年年度の数字も、なるべく早い機会にお手元に差上げたい、こういうふうな思つております。そこで地方財政が非常に窮乏をしておるといふ、非常にいへない需要があるのかかわらず、財源が十分ないといふことは、私も加藤委員の御指摘になつた通りだと思つております。なぜそれを措置しないかという点とでありまして、これは一つは、措置をする方法を考へて行きますと、御判断がつかれると思つてありますけれども、私はどういふようであるのか、日本の国の財政にもやはりあるのだと思つておるのであります。やらなければならぬ仕事をやらないでいるという状態は、必ずしも地方だけではない。国もやはり同じような状態である。それ

じや国も地方も通じて、なぜそういう状態になつておるかということになると、要するに国民負担との判断の見合ひによつて、そういう結果になつておると考へる。ただ地方の場合には、そのほか当然国がめんどうを見るべきものであるのかかわらず、めんどうを見ないでおる面がある。たとえば今御指摘になりましたように、仕事の量がすれば、国のやつておる量と地方がやつておる量とは、相当地方に重点がかかつておるのかかわらず、地方に十分財源を見ていない。こういう面の不足といふものが確かにあると思ひます。ただそういう問題になつて参りますと、今それでは平衡交付金を五十億、百億ふやすことによつて、それでもつて措置が十分つくかという点になると、もちろんふやしただけのものが何かの形で、各都道府県なり市町村に行くのでありまして、何がしかは財政窮乏をやわらげるという意味において、役に立つにはきまつておるのであります。国がめんどうを見て、国の支出をあるいは削り、もしくは国民負担をふやして、出した額に充てては、地方の財政窮乏の状態に充てては、そのようには解決できない。それは今の税財政制度そのものに原因がある。国から百億出したとしても、百億だけ赤字がなくなるというような形には行かない。

そういうような問題をいろいろ考へてみますと、どうしても大きい意味の赤字、地方財政の窮乏といふものは、制度自体を根本的に考へ直すときでないと、とてもできないんだ、こういうふうに自分には思えるわけでありまして、そのときになれば、今御指摘のよう

うに、やはり国と地方との事務配分の分量も考へ、従つてそれに充てて地方財政と国の財政とのわくの大ききといふものも考へて行かなければならぬ。過去の例を幾つか考へればなつて、こういう改革にはあまり期待ができませんといふ御意見もありましたし、私も事実そういうふうに感じておるわけですが、しかし今度の改革の場合において、過去にそうであつたからといふようなことで、またそのような中途半端な解決をしてはならぬのだ。今度は皆さんの御意思も十分体し、またこれはすでに世論になつておる、国民の常識になつておる問題であります。そので、国民の理解も得られると思ひますから、今度の改革においては、そういう面も徹底的に解決すべきであるし、また成果を上げたい、こういうふうに思つております。そういう気持で当面の措置ができずにおるわけでありまして、どうぞ御了承をお願いしたいと思います。

○床次委員 ただいまの長官の言葉を聞いて、はなはだ意外に思つたのです。私が先ほど御質問を申し上げましたときには、その点までは深追いせずにと思つて、質問をしておつたのであります。が、ただいまの御言葉によりまして、政府の御意見があまりにはつきり出ておるので、その御答弁は私もはなはだ遺憾にたえない。なぜかと申しますならば、今少しぐらいの平衡交付金あるいは起債を増しても、地方はそれほど大したことになるまい。もちろんあまり赤字が多いため、政府からわずかな入れましたも、根本的解決にならぬことは明らかであります。しかし今日わずかでも交付金なり起債が

ふえるといふことは、どれくらい地方団体に役に立つかといふは非常なものだと思ふ。この熱望に対して大臣の御言葉はあまりにも私がおかしと思ふ。しかも当委員会は、たび／＼この増額に対して意見を發表してあります。その点当委員会の意見と明瞭に反対だ。大臣は別の見解をお持ちになつておることを表明されたように、私どもは受取れる。この点ははなはだ遺憾に思ふのであります。実際にいふことがないから出せないんだということをお話になるなら、一つの方法であります。出してもしかたがないんだといふふうな、私ども聞えておるのであります。ただいまの御答弁は、はなはだ遺憾だといふことを私は申し上げたい。ぜひさらに努力を続けられまして、今後とも増額するように、努力を続けられたいといふことを重ねて申し上げます。

○滝井委員 地方財政の赤字の問題に關連がありますので、議題になつておる平衡交付金の問題について、長官に意向をただしたいと思ひますが、シヤウ税制勧告の根本的な思想といふものは、現在地方団体には大体三つの段階がある。どうしても平衡交付金といふようなものでまかなわなければ、どうにもやつて行けないといふものが一段階。第二段階としては、平衡交付金も少しはもらわなければならぬが、そこに相當の独立財源といふものを持つてゐるんだ。その独立財源で標準的な行政あるいは施設といふものをやつて行けるが、幾分足りない。ここにひとつ平衡交付金をつぎ足して標準的なものを作る。第三の段階は、平衡交付金といふものをもう全然受ける必要はない

んだ。国の奨励的な補助金を出してやれば、これはもううまくやつて行ける。こういう三つの段階がある。シャウプの勧告というものは、そういう第一の段階から第二の段階、第二から第三の段階へと、地方自治体をだん／＼と進めて行くという思想のもとにできたのが、いわゆるシャウプ勧告における平衡交付金だ。こう考えるわけでございますが、そうしてみると、平衡交付金というものは過渡的なもので、恒久的なものでないと思うのですが、大臣はそう理解しておりますか。

○塚田国務大臣 これは制度自体のあり方として過渡的なもので、恒久的なものではないというように申し上げられるかどうか、私も自信がないのでありますが、考え方としては、平衡交付金にたよらずに、独自の財源で各自自治団体が十分まかなえるというふうな財政制度が考えられるならば、これは一番いい。しかし今の日本のこういう状態、これは府県も市町村も、非常に個々の単位が小さ過ぎますし、小さい上にさらに単位の大きさがそろっていないものでありますから、こういうそろっていない、しかも小さいものがたくさん並んでいるところに、どんな税制度というものを考えても、なかなか財源の偏在しないようなものは、とうてい見つからないのではないか。偏在しないものが見つからないということになると、財源のないものはまかなえる範囲でやつておけというわけにはいかぬ。少くとも自治という考え方が、それから近代の政治という考え方が、これははたっておけないものですから、そうすると、平衡交付金というふうな制度で、その間を調整しなければならぬ。そういうような考え方から現実のものの見通しをいたしますと、やはり平衡交付金というものはやめるわけに行かない、長くこういう制度を保存して行かなければならないんじゃないか、こういうふうに考えております。

○滝井委員 今までわれ／＼が平衡交付金をやる前には、配付税を持つておつた。その当時においては、大体地方税の収入と配付税との比率というものは、地方税に対して配付税は三〇％か四〇％というのが、今までの状態だつたと思ひます。ところがたとえばことしの地方財政計画を見ても、三十四億七千万の地方税収入に対して、今までわれ／＼が義務教育費半額負担を一応平衡交付金に入れておりました。それをいれると千七百九十億、そうするとこれは五割を越えておるわけなんです。昭和二十五年、平衡交付金の初めてできたころをいれると、これは六割以上になつておる。こういうぐあいに現在地方自治体の収入の支柱というものが、税と平衡交付金という二本によつて、ささえられておるというものが、現在の地方自治体の姿だと思ひます。ところがこれをもつとこまかく分析して入つて行くと、それじや市町村なり、県はどこでもそういう状態にあるかというところ、そうじやない。今大臣も言われたように、地方自治体の内部における不均衡があまりに出て来ている。今貧弱な府県、たとえば山形、秋田、岩手、島根、鳥取——名前をあげては、それらの県の方には失礼ですが、それらの県は平衡交付金というものは実に税収の二倍、三倍になつておるということなんです。これでは憲法

に地方自治の本旨ということを言つておりますが、まづたゞ現在地方財政平衡交付金というものが、地方自治の本旨を没却する形が、如実に出て来るといふことなのでございます。この点についてはどうお考えになりますか。

○塚田国務大臣 その点は私もまづたゞ同感なのであります。これはそういうぐあいに中央から金が来るといふことは、地方自治というものは、財政の独立がなければ絶対にできないものだ、観念としてもむしろおかしいものです。国から金が来ておつて自分が自治だといふのは、親から小づかいをもらつて、自分は一人前だと言つていふむすことと同じような状態である。ですから今度の改革では、今申し上げたように、平衡交付金をなくするわけには行かないけれども、もう少し独立財源というものを検討しまして、なるべく独立財源を確立するという改革をぜひしたいと、自分としては考えておる次第であります。

○滝井委員 独立財源を制度改革でやるということ、八月の終りに結論が出るであろう、その制度改革が一切の責任を負うことになるのですが、問題はやはり私は現実論から行かなければならぬと思ひます。大臣は制度改革を非常に言われておるけれども、どうも今の地方制度調査会の審議の経過その他中間報告みたいなものをわれ／＼受取りましたが、そのニュアンスから感じるところは、そんなにわれ／＼の期待するほどのものではないんじゃないかと、この感じが非常に強いのです。従つてなおこういうところで言わなければならぬのですが、現在地方財政平衡

交付金の制度のみが、どん／＼先に独立歩している感じが非常に強い。一切のそういう地方の自治などというものをほつぱり出して、現在の日本の資本主義の発展の不均衡の状態のまま、現在都市がどん／＼伸びて行つておる。しかもその伸びて行つておる都市は、現在の日本で言えば特需で伸びておる。そういうところはたとえば入場税とか、遊興飲食税とかいふものが、どんどん入つて来ておるが、これらのものは平衡交付金をもらわない富裕県として残つて行く。ところが一方資本主義の発展の不均衡のために、残されておる封建制の強い農村においては、自治というものはただ名だけで形式的に与えられておる。実質的には国にすがりつて、いわゆる中央集権的な強い統制のもとにやらなければ、その府県の財政さえも維持することができないという、こういうまざ／＼とした不均衡が出て来ておるわけなんです。こういう状態は、単に独立の財源だけで片づく問題ではないと思ひます。私は今のような状態で、どん／＼平衡交付金だけが進んでおるということ、三つの面から考えなければならぬと思ひます。第一は、今申しました独立の財源を何らかの形で確立しても、もう一つは、当然のことだと思ひます。そうしてさいせん申しましたところの究極の段階としての平衡交付金というものは、その基準財政需要額と収入額との差額を、ほんとうに埋めてやるといふ本来の目的のものとしての平衡交付金として、これは大臣が今言われます通り、恒久的になくちやならぬと考へますけれども、そういう形の独立財源を与えるということが一つ、こ

れが第一前提である。第二前提は、中央、地方行政事務の再配分、これはおそらく地方制度調査会で取上げられておると思ひますが、とられなければならぬ問題でもあります。その問題をまづ具体的にしなければならぬ。いま一つはこの平衡交付金の制度というものが、非常に科学と技術を必要とする制度なのでございます。ところが現在のその科学と技術を必要とするところの平衡交付金制度の複雑怪奇な測定の方法、それから単位費用というものは実にむづかしい。これをほんとうにこなす人は、自治庁の専門家はこなせぬ。いわゆる科学と技術を必要とする。そのような科学と技術を必要とする算定の基礎を、びし／＼と自治庁の当局がつくつて行つておるものが、その通りに現に実行されておるかという点なんです。そういう科学と技術というものは、われ／＼は中立でなければならぬ、客観性を持たなければならぬと思ひます。その科学と技術が現在中立でない。これは中央のいわゆる大蔵省の主計局なら主計局の政治的な意図、あるいは財政上の事情によつて、もつとわかりやすい言葉で言へば政治によつて、これが左右されておるということなのでございます。従つてまず独立の財源ができ、合理的な中央、地方の事務の配分ができ、そうして客観的な科学と技術に基いたデータによつて平衡交付金が交付される、こういう形が出るならばいいのです。ところがどういふことは、地方制度調査会ができて、ほとんど不可能な状態であることが、現在の客観的な政治の姿から考えられる。そうしてみると、今や今申しましたような資本主義社会におけると

ころの貧弱府県の不合理というものは、これは日本の資本主義の発展の運命的なものであつて、そういうことを救うことは、現在ほとんど不可能じゃないかという結論が出るのですが、科学と技術をほんとうに守る、そういう特需に依存を受けない貧弱なもので、大臣は救う決心があるかどうかというところなんですね。これは非常に根本的な問題であります。

○塚田國務大臣 決心をお聞きになるなら、決心は確かにいたしておるし、何とかしなければなりません、こういうふうな考えをお聞きですが、しかし私はそんなに平衡交付金制度自体というものの困難を感じておられないのであります。何年かやつてみて参つて、相当に初期のころには自治庁内部にも、やはりいろいろ困難があつて、なか／＼うまく行かなかつたという面もある。私は平衡交付金制度の今仰せになりましたような面は、一つは平衡交付金の総額を算出したします個々の単位の問題だと思ひます。財政需要をどういうぐあいに算定して行くかという問題は、ものの考え方によつては、それが小さければ独自の財源をよけい与えたりする形で、全体的に行けばいいのでありまして、今大体標準のある規模というものを想定し、そこで過去の例をとつて、こういう費用には、これくらいにかつておるといふものを基準にして計算をしておりますから、そんなに御想像になるほど、めんどろな状態になつておらないと思ひます。長年検討しておりますから、その検討の上に、たとえば教育費の単位費用が足りないということであれば、それをもう少し考え直すということもでき、

そうしてだんだん積み上げて行けば、その面から総額がふえる。必要なことはそういうぐあいに検討いたしました場合に、その積み上げた数字を、必ず大蔵省に認めさせるということが一つだと思ひます。今のような平衡交付金制度で、むしろ逆に大蔵省がこれだけだといつて、総体のわくをきめて予算ができ、それを今の基準でだんだんと配分して行くというふうな考え方は、私は平衡交付金制度のあり方自体としては、逆だと考えております。

もう一つ大事なものは、総体のわくを個々の市町村、府県に配分する場合に、意図した間違ひはないにしても、計算の上の誤まりその他、個々の市町村の配分に誤まりが出て来ないようになさなければなりません。この二つに氣をつければ、かなり平衡交付金制度というものは、目的を達し得るのではないかと、こういうふうな考えております。

それから今日のような財政窮乏は、資本主義社会においてはやむを得ないのだというようにお考えになつてゐるようですが、それはまさにそういうこともある立場から言へば言えると思ひますが、私はむしろそれよりももう一面の困難というものは、今の市町村と府県を通じての自治団体の境界というものに原因があると思ひます。あまり小さいものをたくさん並べておくからさうなるのでありまして、相当大きく再配分して行きますと、かなりその面の困難というものは解決できるのじやないか、そういう意味におきまして、今参議院において、せつかく御検討中という話を伺つておる市町村の合併促進の考え方、それをできるならば村県なども、この間の予算委員会でも、古井委員のお問いに対してお答えしたのですが、もう少し合併をするならして、大体この大きさをそろえて、もう少し数の少ないものにすれば、そういう面の困難はかなり解決できるのではないかと思つてゐる。従つてそれが今すぐできないうちに、将来の方向としては市町村も、府県もなるべく大きなものに、しかも粒のそろつたものにまとめるようにになると、法的ないろいろな措置をいたします場合に、非常に困難さがなくなつて来る、こういうふうに考えております。

○津井委員 今の問題は、平衡交付金法の三条のところなんです、結局科学的な合理的な数字を出して行く、そういうことを大蔵省に認めさせるというところ、理論的に当然なことであるにもかかわらず、現実それが逆になつて来ているということなんです。平衡交付金制度というものは、せつかくこういう科学的な数値を基礎にできておるものが、骨抜きにされてゐる。骨抜きとまで言うのは語弊があるかもしれないが、現実そういう形が出て来ておるわけです。そこに私は問題があると思ひます。このやり方をかえて、たとえば自分のところの税収その他を基礎にすれば、年度初めの予算を組むときには、市町村は自分のところではつきりわかるのだ、こういう形にしてみたらどうか、大蔵省に対する自治体のほんとうの自主性も主張できると思ひます。ところが現在三条の精神というのは少しも行われていない。これは長官も認められた通り、従つて今後地方自治体の赤字を解消して行くとい、

うためには、三条の精神というものを、やはりそのまゝ生かしてもらわなければ、いかにここにりつばな数字を積み上げて、その数字が生きて来ない形が出て来る。これはぜひ長官にもがんばつていただいて、その精神をやはり生かす方向に持つて行かなければならぬ、こう思ふのですが、ひとつその見解を伺いたい。

○塚田國務大臣 その点はまつたく御指摘の通り、私が年来主張しておりました考え方と、まったく同じなんです。力をして、今後そのような方向に、努力をいたしたいと考えております。

○加藤(精)委員 審議の都合もございまずので、何月何日現在の地方団体の赤字がこれだけあるということを、何日まで書面で御回答いただけるかと、いうことを、お尋ねしたいのであります。これを御要求申し上げる真意は、地方財政の赤字の問題の議論をいくらしておつたつて、大臣と地方行政委員会とが、赤字の量及び質について認識が違つておつたら議論にならないのです。すでに十五国会から同じ赤字の問題を、ずつと何十回となく繰返しておりましたが、結論がつかないと思ひます。それをひとつ御回答いただきたく、つけ加えて申し上げておきますが、二十七年年度の決算の集計がまだとまらなれば、回答はできないというのとでなしに、最も近い現在で、集計のまとまりぬ分は合理的な推計方法で、最近の政府として赤字と認められる額を出していただきたい。

それから第二番目の問題は、ただいま改進黨、社会党あるいは自由党方面におきまして、歳入欠陥の問題を非常に重視しておるのでありまして、諸種の政治的動きがあると私は理解しておりますが、ただいま長官は、二十八年年度においては地方財政の収入欠陥補填のために、政府は財政措置をすることはできないとおつしやつたと思ひますけれども、これについては諸種の状況にかんがみ、事きわめて重大だと思ふ。この重大性にもかかわらず、政府全体のお考えとしては、補正予算を年度内に出す意思は全然ないかどうか。この次の委員会に、政府としてのほうきりした御決心を御回答願ひたい。つけ加えて申し上げますが、根本的な政府のものの考え方として、農業用の公共施設が、天災地変によつて災害を受けた場合に、政府がその災害復旧費の三分の二あるいは四分の三というふうな国庫補助をしてくださつて、残りは全部起債で処理するというようなことがあるように思ふのです。しかるに市町村の経費を直接入れなければならぬ一学校の災害復旧に対しては、二分の一の国庫補助しかない。これは市町村財政をあまり政府が重視してくれない一つの例であります。また木船再保険法におきましては、差動機漁船が使えなくなつて代船を建造する場合に、その利子を政府が払つてくれる。そういう場合たとえば学校が老朽して使えなくなつたときに、政府はそれだけの責任を持つてくれるかどうかという問題。そういうようにすべてものの考え方が、公共的な消費的需要は、個人的な、船をつくるのか、たんばを直すのか、こういうものよりも軽く見ておられるというところは、地方行政に対して何か間違つてゐるのではないかと、いうふうに考へる。

それからなお根本的に、地方財政が膨脹するから、インフレを誘うのだという考え方が、政府にあると思ひます。が、それならば国の財政が膨脹してもやはりインフレになるので、この考え方もやはり一つの例であります。輸出工業その他基本工業等に対する補助金のごとき、その他利子補給のごとき、日本の実業界の識者は、そういう制度はとつてもいたくない、実業界の權威が言われるようなものは、相当国の予算には入つておると思う。実業界は実業界として自主的に処理すべきであり、公共的な需要を優先すべきではないかと考える。そういう点から見まして、政府が地方財政だけを特に酷に扱う根拠がどうしてもわからない。それらに関連して、地方財政をもう少し重視する方針に、政府が切りかえていた。だく方がいいのじゃないか。

なお最後にお願ひするのであります。が、長官がいつもおっしゃいます平衡交付金を一億出して、一億の赤字は消えないというところは当然の話で、われ／＼が赤字を消そうと思つては、これは自然休会前の地方行政委員会の決議の第一項目に属するものでございませう。第二項目につきましては、二十八年度の地方財政計画においては赤字を出さないようなものにして、これに對してはそういうことに善処するといふ大蔵政務次官の御回答も得ておるのであります。しかるにもかかわらず、予算はそういうふうになつていない。これは私たちの非常な失望であります。しからば第二項の決議に沿うように御考慮くださつたことによつて、第一項の決議の赤字整理という問題が解決されるものではないのであ

りまして、その第一項の累積した地方の赤字が地方財政を病的なものにして、神經過敏なものにしてゐる。若干の赤字を整理したつて何にもならないというふうなお口ぶに、大臣の御答弁はいつでもわれ／＼感ずるのであります。が、市町村、府県の財政における公債費、元利支払等の負担の軽減も、最も苦しいきゆうくつな地方財政の場合におきましては、限界効用度が高めて高いということ、常に念頭に置いていたこと、常々であります。でそれらの御救済によりまして政府の親心がかかる場合におきましては、地方団体は財政を健全化せよという一つの熾烈なる奮起心が起きて来るのであります。そこを考へていただきたい。現在のようにならぬに對して願ひ出ても、とりつく島がない。府県知事会は今度はまた府県知事だけの利害關係によつて政治運動をしておる。しかも一たびも府県知事の国から、県知事が、市の財政をどうしてくれ、町村の財政をどうしてくれということを開いたこともない。そうして府県知事会は二つに分裂して、互に自己の利益だけを主張しておる。こういうような状態では、これを極限して、市の財政、町村の財政、市町村行政という面から見ても、国もかまつてくれない、県知事も考へてくれない、こういうようなことでは、まるで實際暗黒な世界に住んでおるようなものであります。そういう点を十分御同情になつてくださるの、自治庁であるとは私に考へておる。これらのことに關しまして十分お考えの上、政府としての御回答をいただきたい。

○堀田国務大臣 最初の御希望の、なるべく早く資料を出してくれというところとありますが、事務当局の意向では、五日から一週間くらいゆとりをいただきたいということでありませう。で、そういうふうにお願ひいたします。

それからなお国費と資金というものが、全体としてどうも地方財政の方面に持つて来る分量が少い。それは地方財政に対する考え方が間違つてゐるからなのだという御意見でありませう。あるいはそういうこともかもしれませうし、そういう面も若干影響しておるかもしれないと思つてあります。が、一応政府といたしましては、今のものの考え方、限りある国の歳入とそれから資金の量というものを、それぞれの分野にあるいは産業の分野に――産業の分野のうちでも、どういふ分野にどういふ配分をしておるか。その結果が今度の二十八年度の予算になつておるもので、これは御意見を十分体して、今後地方財政の面にさら一段とそういう考慮の払われるように、私も努力いたしたいと考へております。

○中井委員長 この機会に御報告をいたすべきものがございませう。昨日、本委員会の委員でありました生田安一君が、北九州の水害の視察に行つておられまして、その出先から委員長あて電報が参りました。もとよりこれは私報ではありますけれども、特にこの際御報告をいたしまして御参考に供したいと存じます。すなわち「福岡、大分を経て熊本に來た。被害は想像以上にし、特に熊本の被害は重大なり。今や

財政の貧弱なる現地地方公共団体は、政府援護資金の到着まで積極的な救護、復旧措置に出ずることにあたわず、焦慮にかられあり。ここにも地方公共団体の財政に十分なる財源を与え、自主的活動の範圍を拡充し、中央依存を脱却せしむるの必要を痛感する。委細福京の上」

こういうふうにして参られまして、御報告をいたしておきます。大石君。

○大石委員 私は簡単に堀田大臣にお尋ねいたします。第一点は、ただいま濱井さんがおつしやいました通り、農村は非常に窮乏しておられます。そこで農村の人々が映画を見に町へ、市へ行きます。そうするとその市は入場税が入つて非常に繁盛になります。農村はだん／＼と窮乏いたします。

それからもう一つ簡単に尋ねたいのは、地域給をたくさんもらつてゐる所、たとへて言ううと四級地なら四級地、五級地なら五級地、そういう府県へは平衡交付金がたくさん行きます。そういうふうなこの地域給というものは非常に不公平なものです。そういうような實際に地域給にあつたかばなれない所が地域給にあつたかばない。無級地というところがあるのです。自然国會に運動に來ません。そうすると無級地のたくさんある府県は平衡交付金が少い。そして地域給の五級地、四級地に上つておると今度は平衡交付金が多い。これはどういふふうにして是正してくださいますでしょうか。私はこの点非常に困つたのです。

○堀田国務大臣 入場税の農村から出た金が、都市へ落ちてしまふというお

話であります。が、税というものはよくいろいろなことがあるのでございまして、そういうことを頭に置いて、なるべく税が偏在しないようなものを考へ出したいというふうなことの、これをなくすというわけには税というものの本質からできないのじやないかと思ひます。ですから今後制度改革をいたしますときは、そういうことも考慮に置きながらやはり改革をいたしたい、こういうふうにお考へております。

それから地域給の不公平は、これは御指摘のような状態が確かに私もあると思うのであります。地域給は御承知のように人事院が一応原案をつくり、国会の人事委員会において慎重に御審議になつて、きめられておるわけでありませう。従つて私どもとしては、現実にはどういふぐあいになつておるかは別として、一応これだけの手続を経てきまつたものは、この段階においては一定公平なものじやないのか。従つて自治庁といたしましては、その財政需要を検討いたします場合、計算いたします場合には、その一応きまつたものを基準にする以外には方法がないので、それを考慮に置いて平衡交付金を算定しておる、こういうことであります。

従つて不公平があるといひますれば、これはその面において検討していただいて、そういう不公平を是正したい、こういうふうにお考へるわけでありませう。

○加藤(精)委員 赤字整理の問題は、ぎり／＼のところまで来ておりますので、政府におかれましては、二十七年年度末までの間に生じた歳入欠陥の救済措置について、今年度中は措置をしないうといふことを正式に了解していい

かどうか。その点を、多分明日だろうと思ひますけれども、この次の地方行政委員会までに、正式にひとつ御回答をいただきたい。これは明日までで、あいが悪かつたら毎日地方行政委員会は開きますから、この次の次の委員会でもけつこうですか、その点をどうぞひとつおとりはからい願ひたい。これに対する大臣のたゞいままでの御言明では、大体そう解してもいいのかしらと思ひますけれども、事重大でございまして、大臣の従来までの御説明ではそこが必ずしも明日でなく、そういう政府の方の御決定があるとは考へませんので、その点についての御回答をいただけるかどうか。この点かなり重要なことだと思ひますので、大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○塚田国務大臣 私の考え方といたしましては、今まで申し上げておる通りに、二十七年までの赤字は、二十九年までの本格改革の際にということでありまして、しかし加藤委員がお答えを御希望になつておるのは、おそらく、それはお前個人だけの、自治庁長官だけの考え方であるのじやないか、政府としての考え方を聞きたいというようにうかがわれますので、これは一応閣議などに諮つて、みんなの意見なども聞きました上で、お答え申し上げたいと思ひます。明日は閣議のある日でございますから、その後の委員会においでお答えを申し上げます。

○中井委員長 委員長として特に大臣に申し上げておきますが、ただいまの加藤委員の御質疑は、大臣も御承知の通り、先般来地方の赤字をどうするか、場合によつてはこれを臨時の独立立法として、赤字解消のためにする法

案を、政府が出されるのがあたりまえではないか。しからずんば委員会自身意見を出したらどうかというように、各派一致のような状態で、よりよいお話の進んでおることは、御承知の通りなのであります。従ひまして、この問題に対する政府の態度、決意というものは、いろいろ意味で非常に重要な関係を及ぼすことになりま

す。長官がこの問題につき、自治庁の当局の皆様さんとも格別の御配慮になつておることは、委員会もよく承知したところでありまして、この段階におきましては、何分の解決の方策を見出すにあらずんば、はなはだ政治的に困すべき事態になるおそれがあります。願ひくは加藤委員の質問を機会に、この委員会の空気を政府にお伝えをいたして、政府全体の御相談の結果を、委員会の趣旨に導かれ、いわば色よい返事をしたいということに、非常に望ましく思ひます。特にこのことを私からも皆さんの御意見を代表して申し上げておきます。従ひまして御回答は必ずしも明日の必要はございませぬ。あるいは一兩日を経まして、慎重にかつ格別の御努力をいたした上の御回答の方が、けつこうであるうかと思ひます。もとより大蔵当局との関連もございまして、特にこのことを附加いたしておきます。

○北山委員 先ほどから聞いていて、私ちよつと変だと思ふのは、一体政府は地方自治体の財政の赤字の実態をつかんでおらぬで、これから調査しようというわけですか。これから調査しようというもののについて、あしたかあさつてかに、これは二十九年以降に処理してもさしつかえないというよりな結

論が出るということがおかしいのじやないかと思ふ。赤字々々といつても、ただ非常な漢としたような、相当な赤字があるというところだけを前提にして論議しておつて、実際の赤字の数字といふものは、これから政府は調査しなければならぬのです。それはあるいは調査の結果、非常に重大な数字になつて、これは二十九年ではだめだから、二十八年度において応急の措置をしなければならぬという結論が出て来るかもしれない。ですから、そういう事態がわからぬうちに、二十九年でやるのが大臣の個人的な意見であるか、政府の意見であるかというよう

なことを早く回答できるということもおかしいのじやないか。むしろ理論的に言ふならば、まず赤字の実態をはつきりと把握するということが、政府としては第一にしなければならぬ仕事じやないか。その上でこれはどうしても二十八年度において何とか一部分でも処理しなければならぬというならば、そういう結論があるいは出て来るかもしれない。こういうふうな思ふのですが、その点についてひとつお答えを願ひたい。

もう一つは、先ほど赤字の調査を一週間以内にされるということをお言われましたが、一体どういう内容、どういう形式のものを調査されるのか、ただ決算の上で繰上げ充用になつてゐるものをされるのか、あるいは事業繰越しとか年度調整とか、あるいは支払ひの繰越しというふうな、いわゆる実質上の赤字まで含めて調査しなければ、ほんとうの赤字が出て来ぬと思ふのです。が、どういふふうな形で調査されるのか、その点をお伺ひしたい。

○塚田国務大臣 正確には赤字の数字がきまつておりませんので、今調べますと申し上げておる通りなのであります。しかし赤字が大体生じてゐる、そして大体の見通しからすれば二百億くらいであるというところは見当がついておるのでありますから、赤字をどうするかというところの判断をいたしますに必要な程度には調査はできておると申し上げてもいいわけでありまして、さらにどういふ赤字を調べるのかというところでありまして、もちろん繰上げ充用という形で出て来ておるものだけではない、実質の赤字と考へられるものも、あわせて調べる、こういう考へ方でありまして。

○大矢委員 けさほど新聞で御承知かと思ひますが、例の義務教育費国庫負担の特例に関する法律案、あの問題を中心として、知事会が分裂しようだといふことであります。この問題について私の聞き及んでゐるところでは、これは大蔵省並びに自治庁から出たことじやないかと思ひますが、もしあの法律案が通らなければ、結局富裕府県に行くとこの教育費の半額負担を平衡交付金の中から出すことになる、いわゆる割込みが来るということになる。そうすると、他の貧弱府県については非常に痛手になる。だからあれを通してもらわなければ困るという一方と、それからこれは法律ですでにきまつておる、しかも義務教育費というものの半額は、平衡交付金の性質と違ふから、当然これは置くべきものだといふことは明らかだ。先だつてもし、答弁がありましたように、平衡交付金とは関係がないと言つておるが、しかし総括はきまつておるのだから、ど

こから出さなければならぬということになると、これはこの中に入つて来るおそれがあるから、非常に真剣に反對してゐる。こういう分裂、こういう問題が起きたのは、自治庁のいわゆる平衡交付金に対する態度が明瞭でないから、あるいは明瞭かもしれない、しかしそれが徹底していない。そこでこの機会に、これはあのいわゆる義務教育費半額国庫負担の法律の特例が通る通らぬは別としても、これには関係がないんだといふことを、各府県に文書をもつて通達をして明らかにする必要がある。そうしなければやはり依然として心配だから、やはりこの法律を通そうとする。一方はどうしても權威ある法律で約束したんだから、すでに組んでゐる予算だから、ひつくり返すといふようなことをする、これは経過から皆さん御承知の通りであります。すでにちやんとそれを予定して、また国が地方団体に約束した金なんだ、その金があるかないか、特に富裕府県といひましても、富裕府県の中で一番重要な教育費といふものを、非常に大きなパーセンテージで負担してゐるのは市町村だ。この市町村が赤字だといつてゐるのです。先ほど言つたように、府県は入場税が多少よく上つたとか何とかいうために、多少黒字を出してゐるからといつて、町村の非常な困難をしてゐる教育費を削らうというやうなことを、どうして考へてゐるか、あるいは閣議でそういうことが必ずあつたと思ふ。もしこれがいろいろ移行して、仮定ものを言うことはどうか知りませんが、いわゆる今日の法律が効力を発する場合に、予算にないのです。そうなる補正予算をするか、あるいは地

ります。と申しますことは、義務教育費の半額国庫負担の法律、それに伴う特例措置の法律が、その運命がどうなるうとも、千二百五十億の平衡交付金には全然影響は来ない。それはそういうような考え方で計算をして出て来たのが千二百五十億という数字であるから……。ただ、地方がそういうように誤解をしておるといふうわさは、私は聞いておらぬのでありますが、もしそのような誤解があるといたしますならば、これは何とか処置してそういう誤解を解くようにいたします。

それから法律があるのになぜ予算を組まなかつたのかといふことでありますが、まさに形をどうらんにやつても、これはこの法律ができたいきさつをお考えくださると、ある程度御納得行くのではないかと思うのであります。これは半額負担の法律自体ができましたときに、当時地方行政委員会と文部委員会の間に、かなり意見の食い違いがあつて、地方行政委員会としては、国からやるものは、なるべくたくさん、ものを一本にまとめてひもつて、これをばらさない方が金を効率的に使う意味においてはいいのだ、従つて平衡交付金からこれを抜き出すということは、結局どこかにロスをでかすからいけないという意味で、かなり反対があつたのにかかわらず、あれができましたのは今の平衡交付金の形で行く場合に、これが教育費に確保されないという危険が非常にある。この危険はだんだんと地方財政の窮乏が度をはげしくするに従つて一層強く感じられるから、せめて国が憲法でも保障している教育費というものは、国から出す場合

にひもをつけて出して、そういうおそれの万ないように努める。そういう教育の目的のために財政面の目的がある程度譲歩して、妥協したという形になつておる。従つて当時あの法律ができるというときは、当然考えておつたことなのでありますから、それであの法律ができたときに即時施行しないで、二十八年の四月一日からということにして、それまでにあの法律にマツチするようには、税財政制度の改革をするつもりで実はおつたわけであります。それがいづ／＼な事情で延び／＼になつて、こちらが遅れてしまつたものでですから、今日のような結果になつたわけでありますが、法律がある以上はそのロスをなくするために、別個の法律でもつて国会の御賛成を得て、そうしたいい、こういうようになつておるのであります。どうしても国会の御賛成を得られないで、あの特例法が通らないということになれば、これはどうしたつて平衡交付金からもまわされないのであります、まわすべきでないのではありませんか、補正予算を組まざるを得ないということになるかと考えております。

○大石委員　塚田さんに一言申し上げたい点ですが、地域給というものは非常にうるさい、不公平なものです。運動した町は地域給が四級になり、五級になつておる。運動しないところは二級地であり、一級地である。そうすると、それに対して平衡交付金をお出しになるということは、私はこれは弱い者いじめであると思うのです。この点についてどういふふうにお考えになりますか、この点と、それからもう一点、私は京都ですから、特別市制がもしで

きましたときに府下は全滅いたしました。そうすると今からわれ／＼出身代議士は考慮せねばならぬ。大臣はこの五大府県の特別市制に対して、どういうふうなお考えを持っていらいつしやいますか、それをちよつとお聞かせ願ひたい。

○中井委員長　ちよつと皆さんに申し上げますが、実はこの委員会の室は、他の委員会が午後一時から使うことになつております。先ほども委員長先生は、この室外に立つて待つておられるのであります。従ひましてただいまののであります。従ひましてただいまののであります。

大石さんの御質問はきわめて重大でありますから、長官の御答弁は次会にお譲りをいただきたいと思ひます。

なおこの機会に申し上げますが、明日は地方財政法の一部を改正する法律案は質疑は終了いたしておりますので、修正案等がございましたら、それをお出しただいて討論に入り、採決をいたしたいと存じますから、御用意をお願いいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後一時三十分散會

地方行政委員会議事録第六号中正

器

22

→

•

1

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局